

認証保育所保育料の補助について

～ 令和3年度世田谷区認証保育所保育料負担軽減補助金のご案内 ～

東京都認証保育所を利用した世帯（世田谷区在住）が支払った保育料の一部を補助します。

本補助制度の対象者は、

3～5歳児クラスのお子さん（保育の必要性の認定を受けていない）、0～2歳児クラスのお子さん（住民税課税世帯）で、以下の～すべてに該当する方です。

幼児教育・保育の無償化の対象者は、本補助制度の対象外です。
幼児教育・保育の無償化に関する手続きや支給金額等については、掲載していませんのでご注意ください（対象者には別途ご案内いたします）。

東京都が認証する認証保育所と月極利用契約（月120時間以上）を結び、お子さんを預けていること。夜間のみのもので、一時保育等は、本補助金の対象外です。当該月の初日に区内に在住であること（世田谷区内で生活している方）。月極契約保育料を納入していること。補助金の交付を受けようとする期間内において、保育室・保育ママの負担軽減補助金または無認可保育施設の負担軽減補助金の交付を受けていないこと。補助金の交付を受けようとする期間内において、幼稚園に在園していないこと。

本補助制度の対象者は、2ページ以降をご確認上、お手続きしてください。

【ご注意ください】

最終締切（令和4年3月31日）の提出期限日までに書類の提出がなかった場合、郵便事情その他の理由にかかわらず、審査の対象外となり、補助金はお支払いできません。

提出をお忘れにならないようご注意ください。

提出期限日間近の場合は郵送を避け、受付時間中に提出先窓口までお持ちいただくようお願いします。

【補助制度担当所管】

世田谷区 保育部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当

TEL 03-5432-2313

（月～金曜日（祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く午前8時30分～午後5時15分まで）

補助金額

負担軽減補助金（別表1）と多子世帯支援（別表2）の金額を合算した額を支給します。

（1）負担軽減補助金（別表1）

負担軽減補助金（別表1）			
保育料等算定区市町村民税所得割課税額 （1）	階層	補助金額（月額）	
		保育の必要性の 認定あり（2）	保育の必要性の 認定なし
生活保護世帯又は保育料等算定区市町村民税所得割課税額が0円以上202,000円未満の世帯	A1	40,000円	25,000円 3～5歳児クラスの場合は20,000円
202,000円以上250,000円未満の世帯	A2	35,000円	15,000円
250,000円以上295,000円未満の世帯	B1	25,000円	10,000円
295,000円以上340,000円未満の世帯	C	20,000円	0円
340,000円以上445,000円未満の世帯	D	10,000円	0円
445,000円以上570,000円未満の世帯	E	5,000円	0円
570,000円以上の世帯	F	0円	0円

補助金額は世帯（お子さんと生計を同一にしている家族全員）の保育料等算定区市町村民税所得割課税額により決定します（4月～8月分の補助金は前年度分の税額、9月～翌年3月分の補助金は現年度分の税額）

（1）区市町村民税所得割課税額とは・・・

給与所得の方の場合（参考） P11の参考1をご覧ください。

確定申告の方の場合（参考） P11の参考2をご覧ください。

住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税控除・寄付金控除等を適用しない税額となります。

単身赴任等で別住所に居住している方も、原則生計同一人とみなします。

（2）保育の必要性の認定とは・・・

各家庭での保育の必要性を判定するもので「教育・保育給付認定」または「施設等利用給付認定」のことです。認定を受けていないご家庭は、「教育・保育給付認定」または「施設等利用給付認定」の手続きをしてください。

認定の手続きに関する問い合わせ 保育認定・調整課入園担当(03-5432-1200)

補助制度（対象や金額等）に関しては、第1面の連絡先へ

（2）多子世帯支援（別表2）

0～2歳児クラスの課税世帯及び3～5歳児クラスの第2子以降のお子さんについては、補助金が上乗せされます。 1 2

1 保護者と生計を同一にしているお子さんの最年長者から数えた順番になります。

2 3～5歳児クラスのお子さんで保育の必要性の認定がない場合は、別表1との合計額が20,000円を超える場合、補助金額は20,000円となります。

多子世帯支援（別表2）		
補助金額(月額) お子さまの順番	0～2歳児クラス課税世帯	3～5歳児クラス
第2子	14,000円	10,000円
第3子以降	27,000円	20,000円

ご注意ください

1. 補助金額の合計金額が保育料の月額（ ）より高い場合は、保育料の月額が補助金額になります。
実際に支払った認証保育所の保育料が対象です。延長保育料(時間外受託料金)等は含みません。
2. 月途中における入退園等の理由により、保育料が日割り計算等で減額されている場合は、減額後の保育料から、通常の自己負担額(通常の保育料 - P2 記載の補助金額)を差し引いた額が補助金額となります(0円以下の場合は交付されません)。
3. 生活保護世帯の方は、保育認定・調整課認可外保育施設担当(03 - 5432 - 2313)までご連絡ください。
4. 本ご案内の補助制度は令和4年3月31日まで適用となります。令和4年度以降は補助制度が変更となる場合があります。

申請の時期から決定及び支払いまでの流れ

【申請について】

申請書類を、令和3年度中(令和3年4月1日~令和4年3月31日まで)に、**1回**保育認定・調整課に提出してください。

前年度申請された方も、今年度の申請手続きが必要です。

直接お持ちいただく場合は下記「申請~振込までの日程」の提出期限日の午後5時15分までに区役所第二庁舎2階22番窓口保育認定・調整課にご来庁くださいますようお願いいたします。(郵送の場合は、各回提出期限日の消印まで有効です。)

各総合支所子ども家庭支援課や出張所、まちづくりセンターでは受付していません

各回提出期限日以降に受け付けた申請は次回の審査対象となります。ご了承ください。

なお、最終締切(令和4年3月31日)の提出期限日までに書類の提出がなかった場合は、審査対象外となり、補助金をお支払いできません。提出期限日間近の場合は、郵送を避け、受付時間中に保育認定・調整課までお持ちいただきますようお願いいたします。

【交付決定について】

申請書類を審査のうえ、交付の可否と支払い金額を決定します。

補助金の交付の可否は「交付決定通知書」または「不交付決定通知書」によりお知らせします。

交付を決定した場合は、各回の支払額及び口座振込み時期を「支払通知書」によりお知らせします。

お電話での補助金額のお問い合わせはご遠慮ください。

口座振込み時期を過ぎても通知書が届かない場合はお問い合わせください。

【申請～振込までの日程】

申請回	申請書類 配布時期	提出期限日 (当日消印有効)	交付(不交付)決定 及び支払通知書の 送付時期(予定)	口座振込み 時期(予定)
第1回 (4月～6月分)	3年6月中旬	3年7月14日	3年8月中旬	3年8月下旬
第2回 (7月～9月分)	3年9月中旬	3年10月15日	3年11月中旬	3年11月下旬
第3回 (10月～12月分)	3年12月中旬	4年1月17日	4年2月中旬	4年2月下旬
第4回 (1月～3月分)	4年3月中旬	4年3月31日 <u>最終締切</u>	4年5月中旬	4年5月下旬

補助金は3か月ごとにお支払いします。ただし、年度内の遡り分がある場合は申請された回にまとめてお支払いします。

申請書類

【申請する方全員が提出する書類】

施設等利用費請求書（兄弟姉妹の場合は、それぞれでご用意ください。）

家族状況届出書

P.7～8の施設等利用費請求書・家族状況届出書の記載例・注意点をよくご覧いただき、記載内容にお間違いの無いようご注意ください。

【必要な方のみ提出する書類】

住民税額を証明することができる書類(生計を同一にする方全員のもの)

例：給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書

特別区民税・都民税 普通徴収税額の決定・納税通知書

区市町村民税課税（非課税）証明書

確定申告書や源泉徴収票では、確認できません。

4月～8月分は前年度分、9月～翌年3月は現年度分の証明書が必要です。

世帯状況によっては、不要な場合があります。必要税書類チャート図(P.5)でご確認ください。

みなし寡婦(寡夫)控除 申請書（令和3年8月分の補助金まで）

みなし寡婦（寡夫）に該当する方（詳しくは9ページ参照）は、提出してください。

・ ・ の用紙は申請書類配布時期に認証保育所を通してお渡しします。

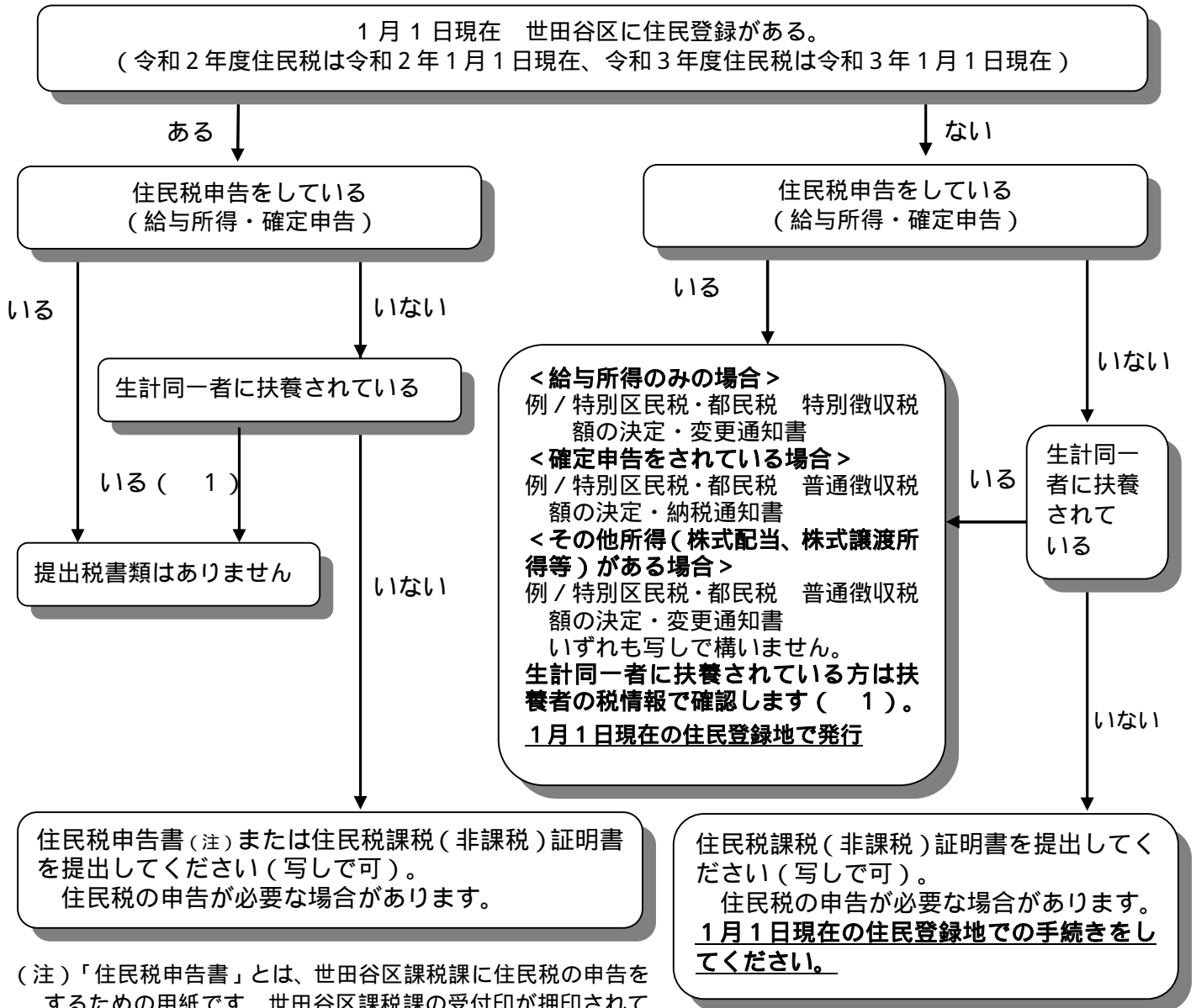
記載内容に不備・不足があった場合は、申請書類を一度お返しし、修正等をお願いする場合があります。その際は次回の審査対象になる場合がありますので、予めご了承ください。

必要税書類チャート図

下記のチャート図を参考に必要税書類を確認してください。

世田谷区で住民税が課税されている方は、証明書類の提出が不要です。

世田谷区が保有する住民税の電子情報から確認します。



(注)「住民税申告書」とは、世田谷区課税課に住民税の申告をするための用紙です。世田谷区課税課の受付印が押印されている「住民税申告書」(写)をご提出ください。

1) 生計同一者に扶養されているが、生計同一者の所得が1,000万円を超える場合は、証明書類が必要です(住民税の申告が必要な場合があります)。

課税(非課税)証明書は、前年の1月から12月までの所得について証明するものです。

住民税の申告方法などは、課税課(03-5432-1111/代表)へお問い合わせください。

1月1日現在で世田谷区に住民登録がない場合、住民登録のあった市区町村役場へ申請してください。

所得が低い方か所得がない方で、所得税確定申告などの必要がない方は、補助金申請をされる前に、住民税の申告をしてください(所得がないことの確認のために必要です)。

ただし、生計同一者の扶養親族(1)として届け出ている場合は不要です。

日本以外の国に滞在していた方は、該当の国での所得(前年(1月から12月)分)に関する証明書および証明書の和訳を添付してください。

この他にも、区が必要とする書類の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

認証保育所保育料負担軽減補助についてよくある質問

問	答
<p>【Q】区市町村民税額を証明することができる書類の提出が必要ですか。</p>	<p>【A】 P5 掲載のチャート図参照 1月1日（令和2年度住民税は令和2年1月1日現在、令和3年度住民税は令和3年1月1日現在）に世田谷区に住民登録があり、住民税を申告されている方は、提出不要です。</p>
<p>【Q】前年中海外で勤務しており、日本で課税されていませんでした。税書類はどのようなものが必要ですか。</p>	<p>【A】前年中の所得を証明する資料を提出してください（所得証明等）。扶養状況や所得控除額が記載されているもの、現地通貨で記載されているものについては、レートに記載があるもの等、できるだけ詳細なものを提出してください（和訳を添付してください）。 世田谷区に税情報の登録がないため、提出していただいた資料のみで、審査を行います。</p>
<p>【Q】前年中育休等で所得がありませんでした。税書類を提出する必要はありますか。</p>	<p>【A】1月1日（令和2年度住民税は令和2年1月1日現在、令和3年度住民税は令和3年1月1日現在）に世田谷区に住民登録があり、生計同一人に扶養されておらず、勤務先事業主から税務署へ申告がなされている場合は、必要ありません。1月1日（令和2年度住民税は令和2年1月1日現在、令和3年度住民税は令和3年1月1日現在）に世田谷区に住民登録がなく、生計同一人に扶養されていない場合は、区市町村民税額を証明することができる書類が必要です。 また、勤務先によっては、個人で税申告をしていただく必要がありますので、勤務先に確認してください。</p>
<p>【Q】5月から入園をしていますが、1回目の申請期限までに、申請を忘れていました。もう申請することはできませんか。</p>	<p>【A】最終締切である令和4年3月31日までに申請をしていただければ、各審査回のスケジュール（P4参照）に沿って、審査させていただきます（消印有効）。 最終締切を過ぎた場合は、審査できません。</p>
<p>【Q】どのくらい補助金がもらえますか。</p>	<p>【A】申請をしていただき、審査の結果、支給額が決定いたします。結果については通知でお知らせいたしますので、お電話等での問い合わせはご遠慮ください。 P2の説明及びP11の参考例を参照し、世帯の保育料等算定区市町村民税所得割課税額と階層をご確認ください。</p>

「施設等利用費請求書」の記入例・注意

様式（第2条関係）

消せるボールペンは使用しないでください。

請求日 年 月 日

西暦でも和暦でも構いません

世田谷区長 あて


申請印は朱肉使用の印鑑を使用してください。
ゴム印やインク浸透印（朱肉のいない印）等は
使用しないでください。

訂正する場合は = で消し、訂正印を
押してください。
修正液は使用しないでください。

1. 申請書と認定書とを併せて提出してください。
2. 実際に利用していることを確認してください。
3. 利用料の支払い状況を区が確認してください。
4. 課税状況を区が確認してください。

西暦でも和暦でも構いません

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	セタガヤ タロウ	生年月日	年 月 日
氏名	世田谷 太郎 	〒	154-0017
※領払いの場合の振込先は申請者名義の口座です		現住所	世田谷区世田谷4-21-27
		電話	03-5432-1111 03-5432-2313

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input checked="" type="checkbox"/> 第3号	認定番号	0 0 1 0 7 0 8
--------------	--	------	---------------

教育・保育給付認定（2号・3号）または施設
等利用給付認定（新2号・新3号）を受けてい
ない場合は、記載不要です。


児童手当を受給している口座をご希望さ
れる場合は、上段にチェックしてください。
その他口座を希望される場合は、下段に
チェックのうえ、口座情報をご記載ください。

3. 児童手当受給者（保護者）の口座に振込（下記欄の記入は必要ありません）

<input type="checkbox"/>	児童手当受給者（保護者）の口座に振込（下記欄の記入は必要ありません）		
<input checked="" type="checkbox"/>	公務員等で世田谷区からの児童手当支給がない方などは、下記に振込口座を記入してください。		
金融機関番号	9 9 0 0	金融機関名	ゆうちょ 銀行・信用金庫・農協・信用組合
支店番号	1 9 8	支店名	一九八
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通
口座名義（カタカナ）	セ タ ガ ヤ	ハ ナ コ	

ゆうちょ銀行の場合は、支店
名、店番号、口座番号にご
注意ください。（次頁参照）

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、必ず下記に署名・押印してください。

私（申請者）は、上記口座名義人に補助金の受取を委任します。 世田谷 太郎 

申請者氏名

4. 下記世帯に該当する場合は、口にレ点をつけてください。

私（申請書）の属する世帯は、生活保護世帯に該当します。

お問い合わせ番号 生活保護を受けている方のみ
レ点をしてください。

申請者と口座名義人が異なる場合は、
委任署名・押印が必要となります。

ゆうちょ銀行の店番号・口座番号・店名の確認方法

<p>お持ちのキャッシュカード・通帳で記号が「1」から始まる場合</p> <p>記号番号 1 1 9 4 0 - 1 2 3 4 5 6 7 1</p> <p>2～3桁目の数字の最後に「8」をつける</p> <p>店番号 1 9 8 口座番号 1 2 3 4 5 6 7</p> <p>店名 一九八 店</p> <p>最後の「1」をとる</p>	<p>記号が「0」から始まる場合</p> <p>記号番号 0 1 9 3 0 - 1 - 1 2 3 4 5 6</p> <p>2～3桁目の数字の最後に「9」をつける</p> <p>店番号 1 9 9 口座番号 1 2 3 4 5 6</p> <p>店名 一九九 店</p> <p>使いません</p> <p>そのまま</p>
--	--

「家族状況届出書」の記入例・注意

同一生計の家族全員についてご記入ください。届出者、通所児童、通所児童の兄弟等を含みます。

世田谷区長 あて

家族状況届出書

届出者 住所 世田谷区世田谷 4-21-27

氏名 世田谷 太郎 (印)

申請印は 朱肉使用の印鑑 を使用してください。
ゴム印やインク浸透印（朱肉のいない印）等は使用しないでください。

訂正をする場合は = で消し、訂正印を押してください。
 修正液は使用しないでください。

届出者は「施設等利用費請求書」の請求者と同一人を記入してください。

消せるボールペンは使用しないでください。

同一生計の方で、単身赴任等で同住所にお住まいでない方は、「職業・通学(園)先等」欄に、お住まいの住所をご記入ください。

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年齢	職業
1 セタガヤ ジロウ 世田谷 二郎	本人 次男(印)	平成 . . .	1	
2 セタガヤ タロウ 世田谷 太郎	父	平成 . . .	30	会社
3 セタガヤ ハナコ 世田谷 花子	母	平成 . . .	28	会社
4 セタガヤ イチロウ 世田谷 一郎	兄	平成 . . .	4	保育園
5 セタガヤ タモツ 世田谷 保	祖父	昭和 . . .	63	会社
6 セタガヤ 世田谷	祖母	昭和 . . .	60	無職

認可保育園に入園の申込をされている場合は、「保育所等入園(転園)申込書」に記載の家族状況と同じ内容を記入してください。

寡婦・寡夫控除のみなし適用について

寡婦・寡夫控除のみなし適用については、令和 2 年度税制改正（未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦・寡夫控除の見直しに伴う、個人住民税の非課税対象範囲の見直し）を受け、令和 3 年 8 月分の補助金までの適用となり、令和 3 年 9 月分以降の補助金には適用されません。

（１）区の対応

現在、未婚のひとり親¹の方は、婚姻を前提とする寡婦（夫）と同様の立場にありながら、地方税法上の「寡婦（寡夫）控除²」は適用されていません。

世田谷区では、平成 26 年 7 月から、婚姻を前提とする寡婦（夫）と比較して不利益な取扱いが生じないように、認可保育園等の保育料の減額または免除を行ってきました。

そしてこのたび、平成 30 年 9 月から、国の政策を踏まえて、認可保育園等の保育料の階層区分を決定する際に用いる「所得割課税額」の計算において、未婚のひとり親についても地方税法上の寡婦（夫）とみなして算定を行うことになりました。

保育室・保育ママ・認証保育所・無認可保育施設の負担軽減補助についても、平成 30 年 9 月から、同様に取り扱うこととします（以下、本補助事業に関する事項については「みなし寡婦（寡夫）」と言います）。

- 1 婚姻によらないで母または父となった方で、現に婚姻（事実婚を含む。）をしていない方
- 2 配偶者と離別・死別した納税者に対し適用される所得控除制度

（２）適用対象者

未婚のひとり親（婚姻によらないで母または父となった方で、現に婚姻（事実婚を含む。）をしていない方）

（３）申請方法

「みなし寡婦（寡夫）控除申請書」に記入および押印し、「申請者の戸籍全部事項証明書」及び「お子様の所得証明書（総所得金額等がわかるもの。申請者の扶養親族の場合には提出不要）」を添付書類として併せてご提出ください。

添付書類の提出がない場合、みなし寡婦（寡夫）の適用にはなりませんのでご注意ください。

（４）適用内容

適用される場合、地方税法上の寡婦（夫）とみなして、負担軽減補助金算定の際に、課税総所得金額から控除します。控除金額は下表のとおり適用し、補助金額は控除後の金額により算定します。なお、前年中の合計所得金額が 1 2 5 万円以下の場合、非課税扱いになります。

算定の結果、補助金額が変更にならない場合もありますのでご了承ください。

みなし適用される控除	適用条件	控除額
寡婦控除	・扶養する親族 ¹ または生計を一にする子 ² がいる母	2 6 万円
特別寡婦控除	・合計所得金額が 5 0 0 万円以下の母で、扶養する親族である子 ¹ がいる方	3 0 万円
寡夫控除	・合計所得金額が 5 0 0 万円以下の父で、生計を一にする子 ² がいる方	2 6 万円

- 1 合計所得額が 38 万円以下で、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族になっていない方（16 歳未満の方を含む）
- 2 総所得金額等が 38 万円以下で、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族になっていない方（16 歳未満の方を含む）

「みなし寡婦（寡夫）控除申請書」の記入例・注意

第1号の3様式（第6条関係）

〇年〇月〇日

施設等利用費請求書の請求者と同一人を記入してください。

みなし寡婦（寡夫）控除申請書

申請者 住所 世田谷区世田谷4-21-27

氏名 世田谷 太郎 印

記載内容をご確認いただき、1～3のいずれかの該当番号に を記入してください。

金の決定に係る所得の額の計算において、寡婦(夫)控除の適用を受けたいので、添付書類を添えて下記のとおり申請します。

世田谷区保育料負担軽減補助金の決定に係る所得の額の計算の対象となる年（前年（4月～3月までの月分の世田谷区保育料負担軽減補助金については、前々年とします。）の12月31日現在及び申請日現在、次のいずれかに該当していることを申し立てます。（該当番号を○で囲んで下さい。）

1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの

② 1に該当し、合計所得金額が500万円以下であるもの

3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの

※ 上記の「子」は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族とならないものとする。

**みなし寡婦（寡夫）控除の審査にあたり、公帳簿の確認が必要となります。
申請される場合は、署名・押印をお願いします。**

私は世帯の代表者として、上記の内容に同意します。

〇年〇月〇日 氏名 世田谷 太郎 印

【添付書類】

- ・申請者の戸籍全部事項証明書
- ・上記の「子」の所得証明書（総所得金額等が分かるもの。申請者の扶養親族の場合には不要）

【注意事項】※必ずお読みください。

- ・字は、楷書（かいしよ）ではっきり書いてください。記入押印に代えて署名することができます。
- ・寡婦(夫)控除のみなし適用を受けても、世田谷区保育料負担軽減補助金の決定に係る所得の額の計算によっては支給額が変わらない場合があります。
- ・現在、寡婦(夫)控除のみなし適用を受けている方は、毎年、世田谷区保育料負担軽減補助金交付申請書兼口座振替依頼書の提出時に本申請書を提出して下さい。
- ・虚偽の内容を記載した場合には、補助金額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

参考 1

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の例

年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

給与収入	給与所得	年金収入	年金所得	雑所得(年会等)	営業等所得
給与収入	給与所得	年金収入	年金所得	雑所得(年会等)	営業等所得

【税額控除前所得割額】
特別区民税の税額控除前所得割額から調整控除額を引いた額が保育料等算定区市町村民税所得割課税額になります。調整控除額は裏面にある計算方法をご確認ください。

参考 2

特別区民税・都民税 普通徴収税額の決定・納税通知書の例

平成26年度 特別区民税・都民税 税額決定・納税通知書

平成 年 月 日

給与収入	給与所得	年金収入	年金所得	雑所得(年会等)	営業等所得
給与収入	給与所得	年金収入	年金所得	雑所得(年会等)	営業等所得

【算出所得割額】
【調整控除額】
特別区民税の から を引いた額が 保育料等算定区市町村民税所得割課税額になります。

株式等の配当や譲渡所得等があり、特別徴収かつ普通徴収されている場合は、上記参考 1 及び参考 2 の資料をご参考ください。

《提出・問い合わせ先》

世田谷区保育部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当

【所在地】

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

(世田谷線松陰神社前駅または世田谷駅各徒歩 5 分)

世田谷区役所第 2 庁舎 2 階 保育部 保育認定・調整課

認可外保育施設担当 (22 番窓口)

TEL : 03-5432-2313

【受付時間】

月～金曜日(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

【受付方法】

受付時間中に保育認定・調整課の窓口までお持ちいただくほか、郵送での受付もいたします。郵送は、最終提出期限当日(令和 4 年 3 月 31 日)の消印まで有効として扱います。